

厚労省「第1回 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」 精神障害者の地域生活移行に向けた議論を開始

2016/1/7

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の1回目となる会合が1月7日に開かれた。同検討会は2013年6月に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）の附則に「法律の施行状況等を勘案し、医療保護入院者の地域生活移行促進措置等について検討を加える」と定められたことにのっとり、開催されたもの。座長には長期入院精神障害者の地域移行についての検討会でも座長を務めた樋口輝彦構成員（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター総長）が就任した。

■「地域精神保健医療体制」「医療保護入院等」の2分科会設置を了承

精神保健福祉法改正では、障害の特性や心身の状態に応じた良質かつ適切な医療の提供を確保することが示され、「入院医療中心」から「地域生活を支える」精神医療へとシフトする方向性が打ち出された。また、保護者制度が廃止され、医療保護入院における同意者の要件が緩和された。

事務局はこれらの施策について検討するための具体的な論点として、①精神病床のさらなる機能分化、②精神障害者を地域で支える医療の在り方、③精神疾患に係る医療体制の在り方、④医療保護入院における移送及び入院の手続き等の在り方、⑤医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、⑥入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方——を挙げた。

さらに2つの分科会を設置して議論を整理した上で検討を進める方針を示し、了承された。「新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会（仮称）」で①②③を、「医療保護入院等のあり方分科会（仮称）」で④⑤⑥を議論し、検討会としては2016年夏を目途に意見の取りまとめを行う。

■一般診療科と精神科の協力体制が重要——松田構成員

今後の議論の方向性について構成員からのヒアリングも行われた。松田晋哉構成員（産業医科大学医学部公衆衛生学教授）は「救急医療において精神疾患を持つ患者が一般の診療科で治療を受ける際、精神科医の介入がないのが実情」と問題点を挙げ、一般診療科と精神科による協力体制の重要性を指摘した。さらに地域の医療提供体制構築の観点からは、2014年度より開始された病床機能報告制度において精神病床のみを有する医療機関が報告対象外となっているなど、精神病床に関するデータが少ないことも課題であるとした。

伊澤雄一構成員（精神保健福祉事業団体連絡会代表）は「精神医療は精神保健福祉法に基づいているが、将来的には医療法の枠組みの中で定めていくべきであり、そのためのステップになる議論を期待したい」と述べた。

■医療保護入院手続きの困難さを訴える声も

精神保健福祉法改正により、医療保護入院の手続きにおいて同意が必要とされる者の要件が緩和されたものの、医療の現場を知る構成員からは、依然として家族等の意思の調整が困難であることを訴える声が多く上がった。改善策として、家族間の意見を調整する機関や、公的保護者制度の設置を求める意見もあった。また、中原由美構成員（全国保健所長会・福岡県糸島保健福祉事務所長）は「保健所が精神医療に積極的に参画できる体制を構築してほしい」と要望した。